

## 競争参加者の資格に関する公示

令和7・8・9年度の物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等についての公示のうち、別記5「資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲」中の注に示す船舶類及び船舶整備の範囲について、国土交通省において、次のとおり公示する。

令和6年11月1日

国土交通省大臣官房会計課長 千葉 信義

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

(1) 物品の製造（船舶類）

② Aは総トン数300トン以上、Bは総トン数100トン以上300トン未満、Cは総トン数0.5トン以上100トン未満、Dは総トン数0.5トン未満

(2) 物品の販売、役務の提供等（船舶類及び船舶整備）

② Aは総トン数700（1,000）トン以上、Bは総トン数80（140）トン以上700（1,000）トン未満、Cは総トン数0.5（0.5）トン以上80（140）トン未満、Dは総トン数0.5（0.5）トン未満

(3) 上記(1)及び(2)は、契約担当官等が別記5の②「予定価格の範囲」により行うことを妨げるものではない。

注：旧船舶積量測度法により測度した船舶は（ ）内の数値を適用する。